教育委員会その他名

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に 基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づ く協議(平成13年5月1日合意)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 (教育委員会への委任事務)

1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。

 $(1)\sim(3)$ [略]

- (4) さいたま市図書館条例(平成13年さいたま 市条例第123号)の施行に関する事務のうち、 次に掲げるもの
 - ア 第20条第2項の規定により利用料金の額 の承認をすること。
 - イ 第20条第3項の規定により附属設備の利 用料金の額の範囲を定めること、及び承認を すること。
 - ウ 第24条第1項の規定により使用料の額を 定めること。
 - 工 第24条第2項において読み替えて準用す る場合における第21条の規定により使用料 を減額し、又は免除すること。
 - <u>オ</u> 第24条第2項において読み替えて準用す <u>る場合における</u>第22条ただし書の規定によ り使用料の全部又は一部を還付すること。

(5)~(11) 「略]

別表 (第5項関係)

112	(MICAIX DIK)		
	専決事項	学校及び特	高等学校及 び中等教育
		別支援学校	学校の校長
		<u>の校長</u>	
	[略]		

改正前

(教育委員会への委任事務)

1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。

(1)~(3) [略]

(4) さいたま市図書館条例(平成13年さいたま 市条例第123号)の施行に関する事務のうち、 次に掲げるもの

- <u>ア</u> 第21条の規定により使用料を減額し、又は免除すること。
- <u>イ</u> 第22条ただし書の規定により使用料の全 部又は一部を環付すること。

(5)~(11) [略]

別表 (第5項関係)

専決事項	<u>小・中・特</u> <u>別支援学校</u> <u>長</u>	高等学校長
[略]		

附則

この協議中別表の改正は平成31年4月1日から、第1項第4号の改正は同年5月7日から効力を生じるものとする。